

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に規定する財政的援助団体等監査について、茨城県監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和3年12月9日

茨城県監査委員	半 村 登
同	西 野 一
同	深 谷 一 広
同	羽 生 健 志

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、財政的援助団体等監査の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助団体等監査について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査実施団体 2団体

団体名	出資金、補助金等、指定管理の内容
公益財団法人茨城県 開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県出資金 80,000,000 円 (所管課：立地推進部立地整備課、企業局総務課) ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城空港旅客ターミナルビル整備資金貸付金 2,162,810,000 円 ・ 茨城空港航空貨物取扱施設整備資金貸付金 14,115,000 円 (所管課：営業戦略部空港対策課) ○指定管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立 カントリープラザ「鵜の岬」 0 円 (利用料金制) (所管課：営業戦略部営業企画課)
公益社団法人茨城県 農林振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ○出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県出資金 15,000,000 円 (所管課：農林水産部農業経営課) ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 採種事業等運営費補助金 1,454,000 円 ・ 常陸秋そば採種ほ設置事業費補助金 2,089,750 円 ・ いばらきの野菜産地強化総合対策事業費補助金 16,690,983 円 ・ 茨城県農業用プラスチック適正処理対策事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 農業用プラスチック処理再生対策事業 14,020,000 円 農業用塩化ビニール回収事業 3,878,300 円 農業用ポリエチレン回収事業 7,496,769 円 農業用ポリエチレン処理費補助 18,307,000 円 ・ 茨城県野菜価格安定対策事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 指定・特定野菜価格安定対策事業 93,331,157 円 県単野菜価格安定供給事業 6,748,784 円 野菜価格安定事業運営費 2,443,000 円 (所管課：農林水産部産地振興課) ・ 茨城県農地中間管理機構事業費補助金 278,721,034 円 ・ 茨城モデル水稲メガファーム育成事業費補助金 1,200,000 円 ・ 茨城県農地売買等支援事業費補助金 5,040,000 円 ・ 茨城県農地売買推進事業費補助金 4,967,000 円 ・ 経営構造対策推進事業費補助金 9,986,000 円 ・ 損失補償限度額 400,000,000 円 (所管課：農林水産部農業経営課) ・ 茨城県新しい農業担い手確保育成推進事業費補助金 21,329,000 円 (所管課：農林水産部農業技術課)

	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作条件改善事業補助金 <li style="padding-left: 20px;">令和元年度繰越分 4,974,000 円 <li style="padding-left: 20px;">令和2年度分 8,003,000 円 <li style="padding-left: 20px;">(所管課:農林水産部農地局農村計画課) ○指定管理 ・茨城県鳥獣センター 9,197,000 円 <li style="padding-left: 20px;">(所管課:県民生活環境部環境政策課) ・茨城県民の森等 111,057,000 円 ・茨城県水郷県民の森 21,272,000 円 <li style="padding-left: 20px;">(所管課:農林水産部林政課)
--	--

2 監査対象年度

令和2年度

3 監査実施期間

令和3年9月1日から11月30日まで

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを監査するものである。

(1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規定等に従って適正に行われているかなどについて監査した。

(2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査した。

また、補助事業全体について事業の効率性、有効性等を検証した。

(3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定に基づいて適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間において各団体が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した会計処理がなされているかなどについて、抽出の方法により、関係書類等との照合をするとともに、必要に応じて現地調査、職員からの事情聴取により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

なお、監査結果には、必要に応じて意見を付することができる。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については意見とする。

2 監査結果

指摘、注意又は意見に該当する事項は認められなかった。